

令和6年度第1回京都府日本型直接支払制度支援委員会の概要

- 1 開催日時：令和6年6月6日（木） 10：00～12：00
- 2 開催場所：京都経済センター 3階 会議室3-F
- 3 出席者：
 - 【委員】 星野会長、柏尾委員、澤田委員、中尾委員、中村委員、藤原委員
 - 【近畿農政局】 田中課長補佐、秋田環境事業調整係長
 - 【京都府】 農村振興課 今中課長、野田参事、小西補佐、高橋主事
農産課 瀬戸谷課長、中村主幹、野村技師
- 4 議題：
 - (1) 近畿管内の環境保全型農業直接支払交付金の取組状況について（情報提供）
 - (2) 環境保全型農業直接支払交付金における最終評価について
- 5 内容
 - (1) 近畿管内の環境保全型農業直接支払交付金の取組状況について
 - 委員からの主な質問・意見
 - ・緩効性肥料は、環境にやさしいが、一方、マイクロプラスチックが残り環境に悪い面もある。早く技術開発してほしい。
→本省も認識しており、各肥料メーカーへの働きかけを始めているところ。
 - ・アンケート調査は、市町村行政担当者へのアンケートだけでなく、生産者に直接聞く内容も検討してほしい。
→本省にアンケート手法の検討等、申し伝える。
 - ・長期中干しは、ガス発生は少なくなるが虫たちの産卵期を逃すことにもなる。端の方に溝を作り、虫たちの逃げ場を作ることもセットで行ってほしい。
 - ・京都府は竹が非常に多い。竹炭を簡単に作れる装置など、ぜひ研究開発してほしい。
 - ・次期対策は令和7年から始まるが、令和9年にもまた制度が変わることが想定される状況という認識でよいか。
→第三期の期間の中では大きな変更は考えられない。制度検討が固まって三期が始まり、令和9年に少し要件が変わる。早期から本交付金に取組める農家が少なくならないよう、早期からみどり認定者に移行していくため動いているところ。
 - ・次期対策は令和7年から始まるが、令和9年から要件が加わるため、みどり認定を受けるよう働きかけつつ、令和9年にはみどり認定を受けていなければ事業対象から外れるのか。
→そのとおり。みどり認定が要件から外れることは恐らくない。
 - ・京都の北部地域では、過疎・高齢化がますます進み、法人の従業員や若手も減っている。そのような中で、制度が変わるときにやめる人が増えるため、環境を守ることと農家の収入増加をセットに考えてほしい。環境が良くなっているのは農家も理解しているので、それが進む施策をお願いしたい。

- ・化学肥料・化学農薬不使用栽培は、有機農業へのステップアップとして措置することから、有機農業と差別化して支援対象とすることを検討とあるが、差別化とは。
- 具体的にまだわかっていないことも多いが、本交付金の有機農業は国際水準、有機 J A S 規格が取れるレベルの有機農業が必要となる。一方で、緩衝帯の設置、ドリフト防止等まではできないが、化学肥料・化学農薬を使用しない栽培をしている農業者もいる。最終的には J A S をとれるレベルの有機農業をしてほしいが、化学肥料・化学農薬を使用していない取組に対しても支援をしていくという方向で検討が進められている。

(2) 環境保全型農業直接支払交付金における最終評価について

- ・環境保全の効果の測定対象は水田のみか、畑も含まれるか。
- 申請された取組すべてとなるため、水田も畑も含まれる。

- ・畑と水田の面積割合を教えてください
- 水田（水稻）約 82%、畑（水稻以外）約 18%。

- ・取組市町村は、市町村数だけでなく市町村の面積割合（実施面積ではなく市町村の面積）もあわせて書くとより広い面積で指導できている評価ができると思う。

- ・令和 4 年から令和 5 年にかけて、どこの市町村の面積が伸びたのか。亀岡市が伸びていたら、オーガニック宣言の効果とも考えられる。
- 京丹後市と福知山市で大きく伸びている。令和 6 年の申請はまだだが、亀岡市は令和 6 年、面積が増えるかもしれない。

- ・取り組んでいない市町村の特徴、取り組みにくいと感じているところはあるか。
- 農業者からの声がないと聞いたことはある。宇治市からは問い合わせもあり、市も取組は知っていると思われる。農家にどこまで情報が伝わっているかは不明瞭。

- ・京都府内の有機農業面積は、332 ヘクタールとなっているが、本交付金の有機農業取組面積は 148 ヘクタール。有機農業は行っているが交付金は受けていない方が多いと思うが、その要因はあるか。
- 本交付金は団体で申請するという要件があるところが大きいと思う。有機農業者は個別経営も多いため、148 ヘクタールにとどまっていると考える。

- ・取組面積拡大は、すでにポテンシャルはあると思う。既に有機の面積があるため、上手く取組に引き入れてほしい。農業者への周知だけでなく、その取組を実施している農業者への声掛けもあるといい。亀岡市のオーガニックビレッジ宣言の波及効果なども絡めて情報共有するとよい。

- ・本交付金は、農業者が取組を行うときのインセンティブになっているのか。環境面の情報発信も必要だが、収入面での情報発信もあってもよいのでは。
- かかり増し経費に着目した支援となっている性格上、単価を上げるのはなかなか厳しい。一方で、農業経営にどれぐらい効果を発揮しているかも農業者から聞き取り、反映することも必要と考える。

- ・生物多様性の取組で、指標となるインパクトのある生き物を示すことができれば、農業者・地域の方に興味を持ってもらえるのでは。亀岡でも、生き物の保全もあり有機農業が広がったと聞いている。

- 今後の方針の有機農業面積拡大について、普及センターだけに頼り切らなくてよいのでは。有機アドバイザーの制度を有償にしたり、外部委託で有料の講座を開催し一部京都府が補助するなどから始めてもよいと思う。
- 有機農業で生産した少し見栄えが悪いお米なども売れるような流通の仕組みも考えてほしい。
- 炭を福祉事業所で作ってもらい、それを買い上げる際に補助金をあてることで、福祉事業所は炭を買い取ってもらえ、農業者は炭代を補助してもらえ。農福連携の中での新しい仕組みも考えてほしい。
- 竹炭もよいが、竹チップもすごく良いので、ぜひ地域特認に入れてほしい。竹そのものに穴があり微生物の住処があるため、炭にしなくても利用できる。